

# 岡山県公報

発行  
岡山県



## 目次

担当課（室）

## 目次

担当課（室）

### 【規則】

- 製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則

生活衛生課

### 【告示】

（県例規集登載）

- 特定計量器定期検査

工業技術センター

- 保安林の指定の解除

治山課

- 土地収用法に基づく事業の認定

監理課

- 道路の区域変更

道路整備課

- 道路の供用開始

道路整備課

- 道路の占用を制限する区域の指定

道路整備課

### 【公告】

- 都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧

都市計画課

- 〃

〃

- 〃

〃

- 〃

〃

- 〃

〃

- 〃

〃

### 【人事委員会】

- 勤務条件に関する措置の要求に関する規則の一部を改正する規則

人事委員会

- 岡山県職員給与支給規則の一部を改正する規則

〃

- 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の審査の請求に関する規則の一部を改正する規則

〃

- 岡山県費負担教職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

〃

- 通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

〃

- 不利益処分についての審査請求に関する規則の一部を改正する規則

〃

- 職員団体の登録等に関する規則の一部を改正する規則

〃

- 岡山県職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則

〃

- 住居手当に関する規則の一部を改正する規則

〃

- 職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

〃

- 岡山県人事委員会聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部を改正する規則

〃

- 職員の自己啓発等休業に関する規則の一部を改正する規則

〃

- 不利益処分についての審査請求に関する規則に基づく書類の提出様式の廃止

〃

<p>目次</p>	<p>（以上県例規集登載）</p> <p>【選挙管理委員会】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 政治団体の名称等の公表</li> <li>○ 政治団体の代表者等の異動</li> <li>○ 政治団体の解散</li> <li>○ 資金管理団体の名称等の公表</li> <li>○ 資金管理団体の届出事項の異動</li> </ul> <p>【正 誤】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 土砂災害警戒区域の指定の正誤</li> </ul>
<p>担当課（室）</p>	<p>選挙管理委員会</p> <p>” ” ” ”</p> <p>防災砂防課</p>
<p>目次</p>	
<p>担当課（室）</p>	

◎岡山県規則第十号

製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和四年二月二十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則

製菓衛生師法施行細則（昭和四十二年岡山県規則第三十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第三号中「縦五センチメートル横四センチメートル」を「縦四・五センチメートル、横三・五センチメートル」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

# 令和4年2月25日 岡山県公報 第12373号

## ◎岡山県告示第八十四号

計量法（平成四年法律第五十一号）第二十一条第一項の規定による特定計量器に係る定期検査を次のとおり実施する。

なお、対象となる特定計量器は、非自動はかり（計量法施行令（平成五年政令第三百二十九号）第五条第一号又は第二号に掲げるものを除く）、分銅及びおもり（以下「非自動はかり等」という。）とする。

令和四年二月二十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

定期検査を行う区域、場所及び期日

区域	場 所	期 日
津山市 井原市 総社市 備前市 赤磐市 美作市 和気町 勝央町 奈義町 西粟倉村 久米南町 美咲町	岡山県計量管理センター（岡山市北区芳賀五三〇一）（ただし、特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第三十九条第一項各号に掲げる場合にあつては、その特定計量器の所在の場所）	令和四年四月一日から令和五年三月三十一日までの期間内において別途指定する日

備考 ひょう量が五百キログラム以下の非自動はかり等の定期検査については、指定定期検査機関である一般社団法人岡山県計量協会が実施する。

◎岡山県告示第八十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

令和四年二月二十五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

- 一 解除に係る保安林の所在場所  
浅口郡里庄町大字浜中字笹山一二六九の七、一二七〇の四
- 二 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 三 解除の理由  
道路用地とするため

◎岡山県告示第八十六号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定により、次のとおり事業を認定した。

令和四年二月二十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 起業者の名称

瀬戸内市

二 事業の種類

瀬戸内市役所公用車等駐車場整備事業

三 起業地

1 収用の部分 岡山県瀬戸内市邑久町尾張字堂免東堂免地内

2 使用の部分 なし

四 事業の認定をした理由

1 法第二十条第一号の要件への適合性について

瀬戸内市役所公用車等駐車場整備事業（以下「本件事業」という。）は、法第三十一条に掲げる「国又は地方公共団体が設置する庁舎、工場、研究所、試験所その他直接その事務又は事業の用に供する施設」に該当する施設を整備する事業であるため、法第二十条第一号の要件を充足すると判断される。

2 法第二十条第二号の要件への適合性について

本件事業の起業者である瀬戸内市は、本件事業を第三次瀬戸内市総合計画、瀬戸内市新市建設計画等に位置付けており、本件事業に要する経費について財源措置を講じていることから、本件事業を遂行するための十分な意思と能力を有していると認められるため、法第二十条第二号の要件を充足すると判断される。

3 法第二十条第三号の要件への適合性について

(1) 本件事業の施行により得られる利益については、瀬戸内市役所本庁舎で管理する公用車等八十九台分の駐車場を新たに整備することにより、来庁者の動線と公用車駐車場が分離されるとともに、福祉部等の移転に伴う来庁者の増加に対応でき、利便性が図られる。また、庁舎周辺に公用車を配備できることから、迅速な行政対応が可能となり、市民サービスの向上や、安心・安全な市民生活につながる。

また、本件事業の計画においては、①効率的な行政運営を行える近隣の地であること、②周辺住民や交通環境への影響が少ないこと、③必要な広さを取得でき、将来の本庁舎又はその駐車場として利用可能な土地であること、④起債計画の期限である令和七年三月までに事業が完了できること、⑤経済性において合理的であることを条件として複数の候補地について検討を行った結果、最適となる案を採用している。

(2) 本件事業の施行により失われる利益については、本件事業が環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）等による環境影響評価の対象事業となっており、保護のため特別の処置を講ずべき動植物が見受けられないこと、本件事業地内の土地における文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）による周知の埋蔵文化財包蔵地については、露天駐車場としての使用に影響がないことを確認していることから、軽微なものと考えられる。

(3) (1)で述べた得られる利益と(2)で述べた失われる利益とを比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる利益が失われる利益に優越すると認められることから、本件事業は法第二十条第三号の要件を充足すると判断される。

4 法第二十条第四号の要件への適合性について

本件事業については、瀬戸内市役所本庁舎への利用者の駐車スペースの確保であり、市民及び関係者の利便性向上のため、早急に施行されるべき事業であると認められる。また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、法第二十条第四号の要件を充足すると判断される。

5 結論

1から4までに述べたように、本件事業は、法第二十条各号の要件を充足すると判断される。

以上により、本件事業について、法第二十条の規定により事業の認定をしたものである。

五 法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所

瀬戸内市総務部契約管財課

# 令和4年2月25日 岡山県公報 第12373号

## ◎岡山県告示第八十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和四年二月二十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 三三三号
- 三 道路の区域

区 域	別	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
高梁市川上町地頭字浅倉一六二五番一地从先から 高梁市川上町地頭字カナ山辻一七〇七番一地从先まで	新	八・一〇 二四・九	四六六・五
高梁市川上町地頭字浅倉一六二五番一地从先から 高梁市川上町地頭字カナ山辻一七〇七番一地从先まで	旧	六・四〇 一九・四	四七三・六



令和4年2月25日 岡山県公報 第12373号

◎岡山県告示第八十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和四年二月二十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

道路の種類	道路の路線名	区間	供用開始年月日
一般国道	三三三号	高梁市川上町地頭字浅倉一六二五番一地从先から高梁市川上町地頭字カナ山辻一七〇七番一地从先まで	令和四年二月二十五日

◎岡山県告示第八十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十七条第一項の規定により、道路の占有を制限する区域を次のとおり指定する。  
その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二週間一般の縦覧に供する。

令和四年二月二十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 指定する道路の種類、路線名及び占有を制限する区域

道路の種類	路線名	占有を制限する区域
一般国道	三二三号	高梁市川上町地頭字浅倉一六二五番一地先から 高梁市川上町地頭字カナ山辻一七〇七番一地先まで

二 占有の制限の対象とする物件

新たに地上に設ける電柱（四の期日より前に占有を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）。ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

三 占有を制限する理由

緊急輸送道路の占有を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため

四 占有の制限の開始の期日

令和四年二月二十五日

# 令和4年2月25日 岡山県公報 第12373号

〔七七〕都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により岡山市から岡山県南広域都市計画道路についての都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により当該写しを次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和四年二月二十五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

## 一 都市計画の種類

岡山県南広域都市計画道路

## 二 都市計画の変更年月日

令和四年二月十八日

## 三 縦覧場所

岡山県土木部都市局都市計画課

なお、原本は、岡山市都市整備局都市・交通部都市計画課において縦覧に供する。

# 令和4年2月25日 岡山県公報 第12373号

〔七八〕都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により岡山市から岡山県南広域都市計画公園についての都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により当該写しを次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和四年二月二十五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 都市計画の種類

岡山県南広域都市計画公園

二 都市計画の変更年月日

令和四年二月十八日

三 縦覧場所

岡山県土木部都市局都市計画課

なお、原本は、岡山市都市整備局都市・交通部都市計画課において縦覧に供する。

# 令和4年2月25日 岡山県公報 第12373号

〔七九〕都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により岡山市から岡山県南広域都市計画駐車場についての都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により当該写しを次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和四年二月二十五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

## 一 都市計画の種類

岡山県南広域都市計画駐車場

## 二 都市計画の変更年月日

令和四年二月十八日

## 三 縦覧場所

岡山県土木部都市局都市計画課

なお、原本は、岡山市都市整備局都市・交通部都市計画課において縦覧に供する。

# 令和4年2月25日 岡山県公報 第12373号

〔八〇〕都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により岡山市から岡山県南広域都市計画ごみ焼却場についての都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により当該写しを次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和四年二月二十五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 都市計画の種類

岡山県南広域都市計画ごみ焼却場

二 都市計画の変更年月日

令和四年二月十八日

三 縦覧場所

岡山県土木部都市局都市計画課

なお、原本は、岡山市都市整備局都市・交通部都市計画課において縦覧に供する。

# 令和4年2月25日 岡山県公報 第12373号

〔八一〕都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により倉敷市から岡山県南広域都市計画道路についての都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により当該写しを次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和四年二月二十五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

## 一 都市計画の種類

岡山県南広域都市計画道路

## 二 都市計画の変更年月日

令和四年二月十八日

## 三 縦覧場所

岡山県土木部都市局都市計画課

なお、原本は、倉敷市建設局都市計画部都市計画課において縦覧に供する。

# 令和4年2月25日 岡山県公報 第12373号

〔八二〕都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により早島町から岡山県南広域都市計画道路についての都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により当該写しを次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和四年二月二十五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 都市計画の種類

岡山県南広域都市計画道路

二 都市計画の変更年月日

令和四年二月十八日

三 縦覧場所

岡山県土木部都市局都市計画課

なお、原本は、早島町建設農林課において縦覧に供する。



◎岡山県人事委員会規則第一号

勤務条件に関する措置の要求に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和四年二月二十五日

岡山県人事委員会委員長 秋 山 義 信

勤務条件に関する措置の要求に関する規則の一部を改正する規則

勤務条件に関する措置の要求に関する規則（昭和二十六年岡山県人事委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「記載し、措置の要求をしようとする職員が記名押印して」を「記載して」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

◎岡山県人事委員会規則第二号

岡山県職員給与支給規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和四年二月二十五日

岡山県人事委員会委員長

秋 山 義 信

岡山県職員給与支給規則の一部を改正する規則

岡山県職員給与支給規則（昭和二十六年岡山県人事委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第八条中「は、」の下に「人事委員会が別に定める様式による」を加え、「様式第一号」を削る。

第十四条第十項中「基づいて、」の下に「人事委員会が別に定める様式による」を加え、「様式第二号」を削る。

様式第一号及び様式第二号を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の岡山県職員給与支給規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

◎岡山県人事委員会規則第三号

学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の審査の請求に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和四年二月二十五日

岡山県人事委員会委員長 秋 山 義 信

学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の審査の請求に関する規則の一部を改正する規則

学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の審査の請求に関する規則（昭和二十七年岡山県人事委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「記載し、審査を請求しようとする者が記名押印して」を「記載して」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

◎岡山県人事委員会規則第四号

岡山県県費負担教職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和四年二月二十五日

岡山県人事委員会委員長 秋 山 義 信

岡山県県費負担教職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

岡山県県費負担教職員の給与に関する規則（昭和三十一年岡山県人事委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「は、」の下に「人事委員会が別に定める様式による」を加え、「（別記様式）」を削る。

別記様式を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の岡山県県費負担教職員の給与に関する規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

◎岡山県人事委員会規則第五号

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和四年二月二十五日

岡山県人事委員会委員長 秋 山 義 信

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

通勤手当に関する規則（昭和三十三年岡山県人事委員会規則第十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「別記様式の」を「人事委員会が別に定める様式による」に改める。別記様式を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の通勤手当に関する規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

◎岡山県人事委員会規則第六号

不利益処分についての審査請求に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和四年二月二十五日

岡山県人事委員会委員長 秋 山 義 信

不利益処分についての審査請求に関する規則の一部を改正する規則

不利益処分についての審査請求に関する規則（昭和三十八年岡山県人事委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第三条第五項中「氏名を」の下に「書面により」を加える。

第四条第二項中「の各号」を削り、「記載し、審査請求人が記名押印しなければ」「記載しなければ」に改め、同条第四項中「つど」を「都度」に改め、「速やかに」の下に「書面により」を加える。

第六条第一項中「の申請」を「からの書面による申請」に改め、同条第三項中「氏名を」の下に「書面により」を加える。

第七条第五項中「申し出る」を「書面により申し出る」に改め、同条第八項中「申出を」の下に「書面により」を加え、同条第九項、第十一項及び第十三項中「の各号」を削り、同条第十四項中「つど」を「都度」に改める。

第十四条第四項中「の各号」を削り、「記載し、再審を請求しようとする者が記名押印して」を「記載して」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

◎岡山県人事委員会規則第七号

職員団体の登録等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和四年二月二十五日

岡山県人事委員会委員長 秋 山 義 信

職員団体の登録等に関する規則

職員団体の登録等に関する規則（昭和四十一年岡山県人事委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「には、」の下に「人事委員会が別に定める様式による」を加え、「（別記様式第一号）」を削り、「行なわなければ」を「行わなければ」に改め、同条第二項中「の各号」を削り、「掲げる」の下に「人事委員会が別に定める様式による」を加え、同項第一号中「（別記様式第二号）」を削り、同項第二号中「（別記様式第三号）」を削り、同項第三号中「（別記様式第四号）」を削る。

第四条第一項中「は、」の下に「人事委員会が別に定める様式による」を加え、「（別記様式第五号）」、「（別記様式第六号）」及び「（別記様式第七号）」を削り、「行なわなければ」を「行わなければ」に改める。

第六条中「には、」の下に「人事委員会が別に定める様式による」を加え、「（別記様式第八号）」を削り、「行なわなければ」を「行わなければ」に改める。

別記様式第一号から別記様式第八号までを削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の職員団体の登録等に関する規則に定める様式による用紙は、当分の間所要の調整をして使用することができる。

◎岡山県人事委員会規則第八号

岡山県職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和四年二月二十五日

岡山県人事委員会委員長 秋 山 義 信

岡山県職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則

岡山県職員特殊勤務手当支給規則（昭和四十九年岡山県人事委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第二十六条第二項本文中「は、」の下に「人事委員会が別に定める様式による」を加え、「（別記様式）」を削る。

別記様式を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の岡山県職員特殊勤務手当支給規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。



◎岡山県人事委員会規則第九号

住居手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和四年二月二十五日

岡山県人事委員会委員長 秋山 義信

住居手当に関する規則の一部を改正する規則

住居手当に関する規則（昭和四十九年岡山県人事委員会規則第四十六号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「別記様式の」を「人事委員会が別に定める様式による」に改める。別記様式を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の住居手当に関する規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

◎岡山県人事委員会規則第十号

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和四年二月二十五日

岡山県人事委員会委員長 秋 山 義 信

職員の育児休業等に関する規則

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則（平成四年岡山県人事委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「は、」の下に「人事委員会が別に定める様式による」を加え、「(様式第一号)」を削る。

第三条中「様式第一号の二のとおりとする」を「人事委員会が別に定める」に改める。

第五条第二項中「は、」の下に「人事委員会が別に定める様式による」を加え、「(様式第二号)」を削る。

第九条第一項中「は、」の下に「人事委員会が別に定める様式による」を加え、「(様式第二号の二)」を削る。

第十一条第一項中「は、」の下に「人事委員会が別に定める様式による」を加え、「(様式第三号)」を削る。

様式第一号から様式第三号までを削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の職員の育児休業等に関する規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

◎岡山県人事委員会規則第十一号

岡山県人事委員会聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和四年二月二十五日

岡山県人事委員会委員長 秋 山 義 信

岡山県人事委員会聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部を改正する規則  
岡山県人事委員会聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成八年岡山県人事委員会規則第十三号）の一部を次のように改正する。  
第十三条中「記載し、主宰者がこれに記名押印しなければ」を「記載しなければ」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

◎岡山県人事委員会規則第十二号

職員の自己啓発等休業に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。  
令和四年二月二十五日

岡山県人事委員会委員長 秋 山 義 信

職員の自己啓発等休業に関する規則の一部を改正する規則

職員の自己啓発等休業に関する規則（平成二十年岡山県人事委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「は、」の下に「人事委員会が別に定める様式による」を加え、「様式第一号」を削る。

第九条第一項中「は、」の下に「人事委員会が別に定める様式による」を加え、「様式第二号」を削る。

様式第一号及び様式第二号を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の職員の自己啓発等休業に関する規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

◎岡山県人事委員会公示第二号

不利益処分についての審査請求に関する規則に基づく書類の提出様式（昭和五十一年岡山県人事委員会公示第五号）は、廃止する。

令和四年二月二十五日

岡山県人事委員会委員長 秋 山 義 信

附 則

（施行期日）

1 この公示は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この公示による廃止前の不利益処分についての審査請求に関する規則に基づく書類の提出様式に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

◎岡山県選管告示第七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定による政治団体の届出があった。  
令和四年二月二十五日

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
あさかわ昭彦後援会	浅川 忠	浅川 綾乃	浅口市金光町占見一五三四―一	令和四・一・四
奥道みつひと後援会	奥道 光人	奥道 敦子	備前市西片上一八二―六	〃
岸野栄治後援会	廣畑 眞	岸野 憲二	小田郡矢掛町里山田一七八三―一	〃
早苗ネネ後援会	赤沢 久雄	石橋 進	浅口市金光町占見新田一四九九	〃
清潔でまっすぐな津山を創る会	藤原 哲也	近藤 一夫	津山市横山三八七	〃
政治結社雄龍会倉敷支部	白砂 龍三	笠原 康平	倉敷市酒津二二五三―六	〃
美作市の未来を考える会	小川 博巳	春名 充明	美作市奥一一一七	〃
もりや克文後援会	守谷 美里	守谷 美里	備前市伊部三二〇―二	〃
山田宏岡山県後援会	小見山 信	石井 源久	岡山市北区石関町一―五	〃

岡山県選挙管理委員会  
委員長

大林 裕一

◎岡山県選管告示第八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があった。  
令和四年二月二十五日

岡山県選挙管理委員会  
委員長 大林裕一

一 政党の支部		代表者の氏名		異動事項		異動年月日	
政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	代表者の氏名	異動事項	異動年月日		
自由民主党岡山県自動車整備支部	草地博	会計責任者の氏名	中村勝美	新	門脇研一	旧	令和三・一二・一
自由民主党岡山県薬剤師支部	伊達元英		本江誠		千神哲也		令和四・一・一
二 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）							
政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	代表者の氏名	異動事項	異動年月日		
笑顔の津山をつくる会	河村美典	会計責任者の氏名	松本望美	新	八木光子	旧	令和四・一・二一
岡山県神谷まさゆき後援会	伊達元英		本江誠		千神哲也		令和四・一・一
岡山県自動車整備政治連盟	草地博		中村勝美		門脇研一		令和三・一二・一
岡山県藤井もとゆき薬剤師後援会	伊達元英		本江誠		千神哲也		令和四・一・一
岡山県本田あきこ後援会	伊達元英		本江誠		千神哲也		令和四・一・一
岡山県薬剤師連盟	伊達元英		本江誠		千神哲也		令和四・一・一
政治結社大日本真政會	藤田眞吾	政治団体の名称	政治結社大日本真政會		千神哲也		令和四・一・一四
高井崇志後援会	高井崇志	主たる事務所の所在地	岡山市北区津島西坂三―八―二三		政治結社大日本真政會		令和四・一・一〇
土田正雄後援会	土田正雄	会計責任者の氏名	三好啓介		岡山市北区野田二―七―二一―一〇一		令和四・一・二〇
津村啓介後援会	津村啓介		津村啓介		三好節雄		令和四・一・二〇
萩原誠司後援会	森本章		坂田謙治		田中栄一		令和四・一・一九
村木理英後援会	秋山満志		佐伯俊治		井上善憲		令和四・一・一九
					安田耕之		令和三・九・一

◎岡山県選管告示第九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定による政治団体の解散の届出があった。  
令和四年二月二十五日

岡山県選挙管理委員会

委員長 大林裕一

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
柿本健治後援会	小椋善弘	令和三・一二・三一
角口しゅんいちと次の時代の瀬戸内をつくる会	角口隼一	〃 〃 〃
小柴健男後援会	難波英夫	〃 〃 〃
税理士による片山虎之助後援会	国富樞雄	〃 〃 〃
玉野、再始動の会	山田英泰	令和四・一・七
T K C片山虎之助政経研究会	森末英男	令和三・一二・二〇
萬代師一後援会	萬代師一	〃 〃 〃
森俊之後援会	柴田達夫	〃 〃 〃



◎岡山県選管告示第十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定による資金管理団体の届出があった。  
令和四年二月二十五日

岡山県選挙管理委員会

委員長 大林裕一

資金管理団体の届出をした

公職の種類

資金管理団体の名称

主たる事務所の所在地

指定年月日

者（代表者）の氏名

奥道光人

備前市議会議員

奥道みつひと後援会

備前市西片上一八二一六

令和四・一・二〇

◎岡山県選管告示第十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第三号の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があった。  
令和四年二月二十五日

岡山県選挙管理委員会

委員長 大林裕一

資金管理団体の届

資金管理団体の名称

異動事項

新

旧

異動年月日

出をした者の氏名

高井崇志

高井崇志後援会

主たる事務所の所在地

岡山市北区津島西坂三―八―二三

岡山市北区野田二―七―二―一〇一

令和四・一・一〇

令和4年2月25日 岡山県公報 第12373号

行・項目	行・項目	行・項目
終わりから七 ・次の図の所 在地	加賀郡吉備中央町 岨谷	加賀郡吉備中央町 岨谷
誤	誤	正

三	行	行
加賀郡吉備中央町	誤	誤
加賀郡吉備中央町及び総社市	正	正

〔三〕平成二十七年三月三日付け公布岡山県告示第一百一号（土砂災害警戒区域の指定）に誤りがあった。